



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月21日水曜日 第2352号

◇ 目次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示.....	209
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	209
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	210
都市計画事業の事業計画の変更(3件).....	210
道路の区域変更(県道湯山北条線).....	210
道路の供用開始(").....	211
道路の供用開始(一般国道494号).....	211
建設業者の許可の取消し.....	211
道路の区域変更(一般国道378号).....	211
道路の供用開始(").....	211
道路の供用開始(一般国道378号).....	212

公 告

争議行為の通知の公表.....	212
-----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第343号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成24年2月愛媛県告示第200号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年3月21日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市肱川町宇和川3786、3790、3832、3842	東京都日野市多摩平三丁目1番地1尾下章二郎	森林所有者
大洲市肱川町宇和川3906	大洲市宇和川甲1617番地3山崎善秋	"

○愛媛県告示第344号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長
県 道	松山港線	松山市中央1丁目11番1地先から 松山市宮西1丁目27番1地先まで	メートル 27.0~31.3	メートル 1,016

大洲市肱川町予子林2637、2639、2640	大阪府泉南郡阪南町自然田866番地385 山崎保博	"
大洲市肱川町予子林2573、2615の1、2621の1、2621の3、2694、2697の1、2736、2738、2755の1、2758	名古屋市西区二方町37番地 堀京子	"
大洲市肱川町大谷2	大洲市成能甲741番地 城戸幸三	"
大洲市肱川町大谷39、82の1、82の2、84、112、127、159	喜多郡肱川町大字大谷330番地 山下廣美	"
大洲市肱川町大谷161の2	喜多郡肱川町大字大谷187番地 寺田伊佐男	"
大洲市肱川町大谷1453の1、1453の2、1453の3、1453の4	大阪府守口市馬場町二丁目15番地2 ピックアップズ303号 小川文雄	"
大洲市肱川町大谷1504の2	喜多郡大谷村1513番地 三瀬俊蔵	"
大洲市肱川町大谷1458の1、1458の2、1491、1492、1504の1	喜多郡肱川町大字大谷1513番地 三瀬正	"
大洲市肱川町大谷1500	喜多郡肱川町大字大谷1513番地 三瀬俊蔵	"

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

"	六軒家石手線	松山市中央 1 丁目10番 1 地先から 松山市本町 6 丁目 6 番 7 地先まで	19.9 ~ 27.6	623
---	--------	---	-------------	-----

○愛媛県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲市都市計画公園事業 4・4・3 城山公園（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
平成15年 6月 3日から
平成32年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
大洲市大洲字三ノ丸地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。
平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南予レクリエーション都市計画道路事業
3・4・32大浦1号線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画事業の種類及び名称
八幡浜都市計画道路事業
3・4・2 白浜大平線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画事業の種類及び名称
今治広域都市計画道路事業
3・5・35丸田辻堂線
3・5・27今治日高線
7・6・3 榎橋日高線
3・5・36丸田馬越線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による

○愛媛県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	湯山北条線	松山市河野中須賀291番 6 から 同市河野中須賀293番 9 まで	旧	メートル 9.0 ~ 10.5	キロメートル 0.034	
			新	10.4 ~ 10.7	0.034	

○愛媛県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山北条線	松山市河野中須賀291番6から 同市河野中須賀293番9まで	平成24年 3月22日

○愛媛県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町洪草1009番地先から 同町洪草1635番まで	平成24年 3月21日

○愛媛県告示第352号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-19)第13930号	平成20年 2月2日	(有)土居建築	土居 通夫	宇和島市丸穂町3-1-15	平成24年 2月28日	大工工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町朝立字畑岡1番耕地546番61から 同町朝立字畑岡1番耕地545番97まで	旧	メートル 13.3~21.2	キロメートル 0.085	
			新	13.3	0.085	

○愛媛県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町朝立字畑岡1番耕地546番61から 同町朝立字畑岡1番耕地545番97まで	平成24年 3月21日

○愛媛県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町朝立字畑岡1番耕地546番15地先から 同町朝立字畑岡1番耕地546番61まで	平成24年 3月21日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成24年 3月 7日あったので公表する。

平成24年 3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成24年度賃金引上げその他に関する事項
- 2 日時 平成24年 3月23日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人真光会	松山市南高井1491
医療法人光佑会くろだ病院	伊予郡松前町大字神埼586
医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
財団法人新居浜精神衛生研究所	新居浜市松原町13-47
財団新居浜病院	
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。